

## 下野市国民保護協議会について

市は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）第35条の規定に基づき、市国民保護計画を策定することとされており、計画の見直しにあたっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとしています。

下野市国民保護計画（以下「計画」という。）は平成19年3月に策定しており、今回は関係法令や組織改変等に伴った修正を行うため、下野市国民保護協議会を開催します。

### 【国民保護法】抜粋

（市町村の国民の保護に関する計画）

第三十五条 市町村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の国民の保護に関する計画に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
- 二 市町村が実施する第十六条第一項及び第二項に規定する国民の保護のための措置に関する事項

（市町村の実施する国民の保護のための措置）

第十六条 市町村長は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、第三十五条第一項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該市町村の区域に係る次に掲げる国民の保護のための措置を実施しなければならない。

- 一 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
- 二 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置

三 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

四 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項

五 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、その国民の保護に関する計画の作成に当たっては、指定行政機関の国民の保護に関する計画、都道府県の国民の保護に関する計画及び他の市町村の国民の保護に関する計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

4 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成する場合において、他の市町村と関係がある事項を定めるときは、当該市町村の長の意見を聴かななければならない。

5 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成するときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

6 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成したときは、速やかに、これを議会に

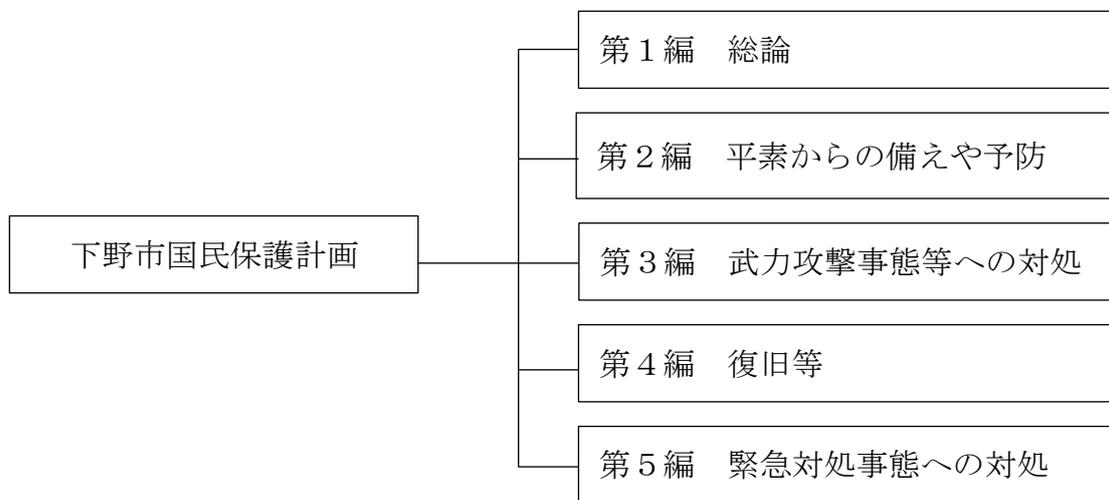
報告するとともに、公表しなければならない。

7 第三十三条第六項の規定は、市町村長がその国民の保護に関する計画を作成する場合について準用する。

8 第三項から前項までの規定は、第一項の国民の保護に関する計画の変更について準用する。ただし、第五項の規定は、政令で定める軽微な変更については、準用しない。

計画の目的は、市の住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定めるものです。

計画の構成は5編から成り、「第1編 総論」「第2編 平素からの備えや予防」「第3編 武力攻撃事態等への対処」「第4編 復旧等」「第5編 緊急対処事態への対処」となっています。



下野市国民保護協議会の役割や委員構成等は法及び条例で定められています。

任期の定めはありませんが、各団体の長が交代した場合は、後任の方に引き続き委員をお願いいたします。

#### 【国民保護法】抜粋

(市町村協議会の組織)

第四十条 市町村協議会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市町村長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市町村長が任命する。

一 当該市町村の区域を管轄する指定地方行政機関の職員

二 自衛隊に所属する者（任命に当たって防衛大臣の同意を得た者に限る。）

三 当該市町村の属する都道府県の職員

四 当該市町村の副市町村長

五 当該市町村の教育委員会の教育長及び当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員（消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長）

六 当該市町村の職員（前二号に掲げる者を除く。）

七 当該市町村の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員

八 国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者

- 5 第三十八条第五項の規定は、前項の委員について準用する。
- 6 市町村協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 7 第三十八条第七項の規定は、前項の専門委員について準用する。この場合において、同条第七項中「当該都道府県の職員」とあるのは「当該市町村の属する都道府県の職員」と、「当該都道府県の区域内の市町村の職員」とあるのは「当該市町村の職員」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、市町村協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

### 【下野市国民保護協議会条例】

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、下野市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、30人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、市民生活部安全安心課において処理する。

(平20条例43・平27条例27・一部改正)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 下野市国民保護計画修正内容について

○今回の地域防災計画の主な修正点は下記のとおりです。

- ・国民の保護に関する基本方針（内閣府）との整合性の確認  
（平成 29 年 12 月 19 日に修正されました。）
- ・栃木県地域防災計画との整合性の確認  
（平成 30 年 6 月に修正されました。）
- ・市行政組織の変更等に伴う修正
- ・関係法令、通達等との整合性の確認

## 今後のスケジュール

同時に見直しを行っている「下野市地域防災計画」と整合性を図るため、令和 3 年度 6 月までのスケジュールになっています。

時 期	内 容
12 月	第 1 回国民保護協議会 委員委嘱、今後の修正内容・スケジュールについて
12 月 ～3 月	関係資料収集、素案作成等
4 月	第 2 回国民保護協議会 計画素案の審議 (素案は事前に送付させていただきます。)
5 月	パブリックコメント実施
6 月	第 3 回国民保護協議会 計画修正案について